

発行

(公財) 暴力団壊滅秋田県民会議

(秋田県暴力追放運動推進センター)

〒 010-0951 秋田市山王四丁目1-5

☎ 018-824-8989 FAX 018-824-8990

不当要求防止責任者講習実施日について説明します。令和6年度後期は、9月に3回、10月に4回、11月に4回、そして12月5日と12月12日の2回を秋田市で実施した後は、新年度まで講習日はありません。(※責任者講習は、年度毎の実施となりますので、最終12月12日終了後は、新年度となる令和7年の5月まで講習はありません。前年度令和5年は、責任者講習が終了した1月以降受講希望の問合せが数件ありました。要注意です。)※不当要求者は、用意周到です。対抗するには、万全の体制で臨む準備、知識が必要です。

## 不当要求防止、暴力団排除のための事業推進中です!

### ◎暴力団情勢～警察庁組織犯罪対策課発表等

3 民間部門における暴力団排除 ※前回254号からの続きになります。

#### (1) 企業活動からの暴力団排除

「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(平成19年6月、犯罪対策閣僚会議幹事会申し合せ。以下「企業方針」という。)の策定と、暴力団排除条例の制定・施行に伴う社会における暴力団排除の気運の高まりを踏まえ、多くの企業が、企業指針に定められている反社会的勢力による被害を防止するための基本原則(①組織としての対応、②外部専門機関との連携、③取引を含め

た一切の関係遮断、④有事における民事と刑事の法的対応、⑤裏取引や資金提供の禁止)の履行に取り組んでいる。

#### (2) 証券取引における暴力団排除

日本証券業協会においては、警察庁をはじめとする関係機関と共に、平成18年11月、「証券保安連絡会」を立ち上げ、平成21年3月、同協会を「不当要求情報管理機関」として国家公安委員会の登録を受けた上、平成22年5月には、取引約款等への暴力団排除条項の導入を義務付けるなどした「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」を制定した。さらに平成25年1月には、警察庁と同協会との間において、有価証券取引等に必要な口座開設を申請する者等の暴力団員等該当性について照会に応じるシステムを構築して、証券取引からの暴力団等の排除に向けた取組を積極的に推進し

ている。

#### (3) 銀行取引における暴力団排除

全国銀行協会においては、警察庁をはじめとする関係機関と共に、平成20年5月、「反社会的勢力」介入排除対策協議会」を立ち上げ、平成20年11月、融資取引に係る銀行取引約定書に、平成21年9月には普通預金、当座勘定及び貸金庫取引の各規定にそれぞれ暴力団排除条項の参考例を示すなどし、銀行取引からの暴力団排除を推進してきた。さらに平成30年1月には、警察庁と預金保険機構との間において、銀行が扱う個人向け融資取引を申請する者等の暴力団員等該当性について照会に応じるシステムを構築して、銀行取引からの暴力団等の排除に向けた取組を積極的に推進している。

※組織犯罪掲示板～暴力団員は、◎手段を選ばず、違法・不当な活動により資金を得ています。また組織の実態を隠蔽して合法的な経済活動を装うなど、ますます悪質巧妙化し、資金獲得の一つとして不当要求があります。不当要求責任者講習を受講し、万全の体制で備えましょう。